

平成22年5月25日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成22年5月25日（火）開会：午後1時00分 閉会：午後3時02分

2 場所 議会棟3号委員会室

3 出席者

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 町田博喜（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

大石伸雄（政新会）

片岡保夫（西宮グリーンクラブ）

篠原正寛（政新会）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

山口英治（公明党議員団）

よつや薫（市民ネット・虹）

他に、地方自治法の規定に基づき、田中渡議長が出席
委員外議員として、杉山たかのり副議長が出席

4 傍聴議員

花岡ゆたか

5 一般傍聴者

1名

6 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 木田秀

次長 北林哲二

庶務課長 村本和宏

議事調査課長 宮島茂敏

7 協議概要

（1）本会議における一問一答制の導入について

6月定例会本会議において、2回目の質問以降（再質問）に一問一答制を試行導入するに際して、次の事項について、意見の一致を見ました。議会運営委員会で確認の

うえ、実施する予定です。

委員会審査における一問一答制導入については、いくつかの申し合わせ事項を設けたが、本会議における一問一答制については、再質問での試行導入であること、また、本会議の質問は質問時間が決められていることなどから、特にルールは設けないことにすること。

委員会審査における一問一答制導入と同様に、質問内容の確認及び質問の前提となっている事実誤認の修正などの範囲内においては、当局に対し、反問権を認めること。

一問一答制で質問を行う際の議長の次第書については、議長に一任すること。

一問一答制で質問を行う際、質問者が答弁者を指定しても、当該質問に対する答弁者については、理事者側に裁量があること。

(2) 6月以降の特別委員会の設置について

前回の委員会(5月17日開催)に引き続き、6月定例会において病院に関する事項を協議する特別委員会を設置すべきかどうかについて、協議を行いました。

協議の結果、次の事項について、意見の一致を見ました。

6月定例会においては、病院に関する事項は、従来どおり、総務常任委員会で審査・調査すること。

6月定例会の最終日に病院に関する事項を審査・調査する特別委員会を設置し、以後、病院に関する事項は、当該特別委員会が所管すること。

設置する特別委員会の名称、定数等については、改めて本委員会を開催し、協議すること。

(3) 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について

議論の余地なく議員報酬を不支給(支給停止を含む。)とすべきケース(罪状等)について協議を行いました。

まず、篠原委員から、モデルケースとして作成された資料の提示がありましたので、説明を受けた後、質疑・応答を行いました。当該モデルケースを各会派に持ち帰り検討するとともに、6月定例会終了後に開催される本委員会において、各会派の案を説明することになりました。

(4) その他

() 「インターネット中継調査・研究プロジェクト・チーム」からの報告について

5月24日、「インターネット中継調査・研究プロジェクト・チーム」から正副議長に対し、本会議のインターネット中継に関する調査・研究の最終報告があったため、その内容について、議長から報告がありました。報告の概要は、次のとおりです。

新たな費用を発生させずに動画中継を行うことが可能であれば、動画中継を実施すべきである。

新たな費用を発生させずに動画中継を行うことは可能であるが、複数の課題があり、検討が必要である。

議会独自のホームページを構築すべきであり、広報委員会の充実・強化が必要である。(インターネット中継に関連する意見)

- () 次回の委員会の日程について
後日、日程調整を行います。

以 上